

## 平成 24 年度監事監査実施計画

平成 24 年 3 月 27 日

### 1. 基本的な考え方

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、当研究所に対する社会的要請は大きく変化した。また、当研究所に係る制度・組織についても、原子力規制庁の環境省への新設を含む原子力組織制度改革法案において、当研究所の業務の一部について環境大臣を主務大臣に加えることとされているほか、当研究所は平成 24 年末を目途に進められる原子力関連の独立行政法人のあり方の検討の対象ともなっている。さらには、全ての独立行政法人は、2 年後の平成 26 年 4 月には、本年 1 月 20 日の閣議決定で示された基本方針に基づく新たな法人制度及び組織に移行することとされている。

平成 24 年度は、東日本大震災以降のこうした環境の変化に、感度良くしなやかに対応し、浮き足立つことなく、放射線と人に係わる公的研究機関として社会の期待に着実に応えていくことが求められている。

こうした状況を勘案しつつ、以下の基本的考え方に沿って、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項に基づく業務の監査を実施することとする。

- (1) 独立行政法人制度に則り、第三期中期目標及び震災後の社会的要請を踏まえた適正かつ効率的な業務の運営が確保されるよう監査を実施し、その実施を通じて、業務運営の透明性の向上に寄与することとする。
- (2) 累次の閣議決定、独立行政法人評価等で示されている監事への要請事項を踏まえた適正な監査を実施することとする。
- (3) 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に示された見直しの視点を積極的に監査に取り入れるるとともに、同閣議決定に監事機能の強化の方針が掲げられていることを踏まえ、法制化の動向を注視しつつ、監事業務の充実を図ることとする。
- (4) 上記に留まらず、公費により運営されている独立行政法人の特質に鑑み、国民の視点を最大限踏まえ、あらゆる業務運営の側面における無駄を排除し適正化を図るとともに、社会の信頼を確保するために必要な監査を実施することとする。

### 2. 監査実施計画

本年度の監査実施計画は、次のとおりとする。

#### (1) 定期監査

##### ① 平成 24 年 5 月

平成 23 年度の業務実績について、監事監査規程第 4 条(2)、(5)のうち内部統制に係わる事

項、(6)、(7)及び(10)に係わる監査（各項目に関する具体的内容は、別途通知する）並びに契約状況の点検・見直しの進捗状況に係わる監査。

主として企画部、総務部を対象とし、平成 23 年度業務実績報告、内部評価結果、契約状況の実績等の資料に基づきヒアリングを行うとともに、必要に応じて、関係部署からのヒアリングを実施する。

② 平成 24 年 6 月

監事監査規程第 10 条に基づく平成 23 年度財務諸表及び決算報告書に係わる監査（監事監査規程第 4 条(3)及び(4)を含むものとする）。

主として企画部・総務部を対象とし、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービスコスト計算書及び付属明細書）、事業報告書及び決算報告書についてヒアリングを行うとともに、帳簿及び資産の実査を行う。

③ 平成 24 年 9 月

コンプライアンス（研究費不正防止を含む）への取り組みの状況、監事監査規程第 4 条(5)のうち安全管理及び危機管理の状況並びに内部統制に係わる特定の事項（具体的内容は、別途通知する。）に係わる監査。

主として企画部・総務部及び研究基盤センター（必要に応じて追加）に対するヒアリングを行うとともに、必要に応じて現場往査、担当者へのインタビュー等を行う。

④ 平成 24 年 10 月

平成 24 年度上期における業務の進捗状況、予算執行状況、下期の見通し（一般管理費及び人件費の管理状況を含む）及び関連する内部統制の実施状況に係わる監査。

全部署を対象にヒアリング等を行う。

⑤ 平成 25 年 2 月

監事監査規程第 4 条(1)、(8)、(9)に係わる監査、並びに、必要に応じ、上記各監査の結果、平成 23 年度業務実績に関する政策評価・独立行政法人評価委員会の評価結果及び会計検査の結果等を踏まえた監査。

関係部署は、上記監査事項に応じて別途連絡する。

(2) 随時監査

上記の定期監査の内容のほか、特定の事項について必要と認められるときは、随時に監査を行うものとする。

### 3. 監査実施計画に係わる重要な事項

- (1) 監査結果報告書については、会計検査院、独立行政法人評価委員会等第三者機関からの求めがあった場合は、監事から説明を行うこととし、また、会計監査人との円滑な情報交換を実施することとする。
- (2) 上記の監査内容が、内部監査部門等が行う監査、調査等と重複する場合は、監事は、監事監査規程第16条第3項に基づき、これらの監査、調査等の結果を活用することとする。この場合、監事は、内部監査部門等が行う監査、調査等の結果を聴取し、又は資料を分析することによって行うこととする。
- (3) 上記の監査計画の遂行に当たっては、独立行政法人を巡る社会的要請等の動向、会計検査院の現地検査の状況、独立行政法人評価委員会の評価の状況、会計監査人との情報交換等を踏まえて、臨機に計画の内容を変更することがある。